

(2) 受取時確認事項

受取の際は、依頼者の身分証明書（介護支援専門員証＋従業員証（名刺も可）（いずれも原本））を御提示ください。なお、提供依頼書の受取条件にレ点がある場合は、同一事業所の介護支援専門員にも提供します。依頼者が受取る場合と同様、身分証明書を御提示ください。

(3) 受取可能日

受取は、依頼日から1週間後の同曜日（休日の場合は翌開庁日。審査会日翌日となる場合は午前11時以降）から可能です。その時点で審査会が終了していない場合は、審査会日の翌開庁日午前11時以降から受取可能となります。

6 郵便での依頼・提供

要介護認定等の情報提供を郵便で依頼する場合は「5-(1)」を確認のうえ、以下を提出してください。依頼を受けた要介護認定等資料は、依頼日から1週間後の同曜日（休日の場合は翌開庁日）に発送します。その時点で審査会が終了していない場合は、審査会日翌開庁日に発送します。

- (1) 介護保険要介護認定等資料情報提供依頼書（認定調査票・主治医意見書分）
- (2) 依頼者の身分証明書
介護支援専門員証及び従業員証の写し
- (3) 返信用封筒

送料分の切手を貼付してください。超過する場合は受取人払いとなります。

【参考】認定調査票と主治医意見書各1部（計2部）に係る重量 約40g

7 要介護認定等結果通知書(写)の依頼・提供

認定日から3開庁日経過後に、「5-(1)」を確認のうえ、「介護保険要介護認定等資料情報提供依頼書（要介護認定等結果通知書分）」にて介護保険課認定係に依頼してください。即日提供としますので、受取の際は、依頼者の身分証明書（介護支援専門員証＋従業員証（名刺も可）（いずれも原本））を御提示ください。

また、郵便で依頼する場合は「5-(1)」を確認のうえ、以下を提出してください。事前に提供依頼書の受付はしませんので、提供可能日以降に依頼してください。

【参考】4月1日審査会分は、4月5日以降が提供可能日

- (1) 介護保険要介護認定等資料情報提供依頼書（要介護認定等結果通知書分）
- (2) 依頼者の身分証明書
介護支援専門員証及び従業員証の写し
- (3) 返信用封筒

送料分の切手を貼付してください。超過する場合は受取人払いとなります。

【参考】1部に係る重量 約25g

8 問合せ先

水戸市福祉部介護保険課 認定係 TEL 029-232-9147